弘前市老朽空き家等除却促進事業【手続きの流れ】

申請者

市

事前協議申込み

現　地　調　査

事前協議結果通知：該当する
（評点100点以上）

事前協議結果通知：該当しない
（評点100点未満）

交付申請書を提出（様式第1号）
＜令和5年11月30日まで＞

※補助金は予算の範囲内において先着順に交付されます。

書　類　審　査

交付決定通知（様式第5号）

不交付決定通知（様式第6号）

除却工事請負契約（市内業者に限る）

変更承認申請（様式第3号）

中止・廃止承認申請（様式第4号）

除　却　工　事　完　了

実績報告書を提出（様式第8号）
＜令和5年12月28日まで＞

書　類　審　査

確定通知（様式第9号）

・請求書を提出（様式第10号）
・補助金振込口座を登録

補助金の交付（請求後2～3週間後）